



「家庭でできる青少年期のお金の教育」～社会に出るまでに～

愛媛県金融広報アドバイザー 松田忠臣

カードの普及や情報通信機器の発達など益々便利な社会になり、若い年齢層のお金にからむ被害やトラブルを多く見聞きするようになりました。民法の成人年齢を18歳に引き下げる議論の中で、18、19歳が悪質な業者に狙われるおそれが指摘されています。

民法上、未成年者が親の同意なしに行った取引は取り消すことができます。しかし、早い時期から、しっかりした判断力を持って自立した経済生活を送るための備えをしておくことは大事です。

被害にあわないためだけでなく、消費者として生きる力を育てるためにも、家庭においても機会を捉えて教育していくことは必要です。

1 若者のお金をめぐるトラブルと対策

近年の愛媛県の消費生活相談状況によると、若年層は「通信販売」や「マルチ商法」のトラブルに関連した相談が多く、未成年者では「通信販売」が最も多い相談となっています。また、県警がまとめた2009年の県内の振り込め詐欺被害状況によると、前年に比べ件数・被害額は減っているものの、携帯電話やインターネットの有料サイト利用料の請求をうたう「架空請求詐欺」の被害は、20代、30代を中心に前年と同じ39件発生しています。

思春期、青年期は、心理的に不安定な難しい年代ではありますが、日頃からよく話を聞いてコミュニケーションを取っておき、困ったときはすぐに家族や身近な人に相談する関係を築いておくことが大事だと思います。被害やトラブルのニュースを家族間の話題にして、「うまい話にのらない」、「きっぱり断る」、「領収書の保管」や「クーリング・オフ」などの対応の仕方も含めてよく話し合い、県消費生活センターや警察、日本司法支援センター(法テラス)等の相談窓口も確認しておきたいものです。

2 家庭で子どもに考えさせてみたいこと(4例)

(1) 自分の家の家計について考える。

家族の一員として自分の生活費はどのくらいか？お金はどのようにして得られたのか？さらに理解力に応じて家計簿をもとに収入・支出・その他家計全体の状況、働くことの意味や苦勞と喜びについて話し合ってみてはどうでしょう。

子どもの1か月当たりこづかい額(2009年) 単位(円)

(2) 小遣いについて考える。

「ちょっと足りないくらいがいい」と言う人もいますが、お金はどのくらいの金額が適当か気になるところです。

小遣い帳を記帳させることは当然の約束とされますが、お金を道具とし

| | | 小学生 | | | 中学生 | 高校生 |
|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 1・2年 | 3・4年 | 5・6年 | | |
| 全 体 | | 862 | 905 | 1,150 | 2,552 | 6,045 |
| 年間収入別 | 300万円未満 | 1,162 | 1,118 | 886 | 2,333 | 5,300 |
| | 500万円未満 | 935 | 809 | 1,071 | 2,404 | 5,913 |
| | 750万円未満 | 691 | 851 | 1,227 | 2,571 | 6,180 |
| | 1,000万円未満 | 550 | 792 | 1,190 | 2,724 | 5,868 |
| | 1,200万円未満 | 460 | 1,875 | 1,829 | 2,545 | 7,267 |
| | 1,200万円以上 | 800 | 843 | 1,356 | 3,354 | 7,167 |

資料：金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(二人以上世帯調査)(2009年)

て使いこなせるようやりくりをさせながら、計画的な買い物や我慢すること、約束を守ることの観点から、時に厳しい指導が必要になるかもしれません。

(3) 携帯電話について考える。

持つ必要があるか無いか、契約内容や支払い方法、それを誰が負担するかは、よい話し合いの材料になるでしょう。有害サイトや学校裏サイトなどの問題もあり、使い方についても当然話題にしなければなりません。請求金額を注意しておれば、その子の動向もつかめるのではないのでしょうか。

(4) 将来を考える。

何歳でどの学校に進学し、どういった仕事に就くかなど話し合い、結婚時期も想定し、それぞれの時期の収入と支出を予想して収支表をつくるなど、将来の生活設計や職業について、一緒に考えてみてはどうでしょう。

出会い系サイトによる被害者の年齢・性別

●被害者852人の85.0%が18歳未満の児童

| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-------|----------------|----------------|----------------|------------------|----------------|
| 被害者数 | 1,289 | 1,267 | 1,387 | 1,297 | 852 |
| うち女性 | 1,194 (93%) | 1,163 (92%) | 1,307 (94%) | 1,223 (94.3%) | 790 (92.7%) |
| 児童 | 1,085 (84%) | 1,061 (84%) | 1,153 (83%) | 1,100 (84.8%) | 724 (85.0%) |
| うち女性 | 1,076 | 1,052 | 1,149 | 1,097 | 720 |
| 18歳以上 | 204 (16%) | 206 (16%) | 234 (17%) | 197 (15.2%) | 128 (15.0%) |
| うち女性 | 118 | 111 | 158 | 126 | 70 |

資料：警察庁「データで見る出会い系サイトによる犯罪の現状」
※「児童」とは、18歳未満の者をいう。()は、「被害者数」に対する割合。

3 終わりに

世の中が大きく変化し、ともすれば人間がお金に振り回されていると言われる今、生活の基盤である契約社会や合理的なお金の使い方を学ぶ教育は欠かせません。それぞれのご家庭の堅実な家計のあり方や工夫を加えた教育により、誠実にルールを守り、冷静かつ合理的に判断できる青少年が育っていくものと期待します。

第4回 消費生活川柳優秀作決定!!

多数の御応募有難うございました。合計28句の投句があり、選考の結果、次の2句を選句しました。受賞おめでとうございます。

今年度、新企画として1年間、4回にわたり消費生活川柳の募集をいたしました。

多くの方々から機知に富んだ味わい深い句を多数お寄せくださいました。全てを掲載できないのが残念です。

紙面にて、御投句くださいました皆様に厚くお礼申し上げます。

本当に有難うございました。

松山市ペンネーム M・H 作
 後一個
 あなただけよが
 何人も

松山市ペンネーム S・K 作
 出会い系
 サイトの彼女
 サクラさん

発行：愛媛県民環境部管理局県民生活課 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
 089-912-2300

愛媛県消費生活センター 〒791-8014 松山市山越町450番地
 089-925-3700 (相談専用) 089-946-5539 (FAX)